

(様式3の2)

つくば市交通安全計画(案)の背景・経緯等

つくば市環境生活部危機管理課

○ 計画等を必要とする背景・提案に至るまでの経緯

国において、交通安全対策の総合的かつ計画的な推進を図るため、昭和45年6月、交通安全対策基本法（昭和45年法律第110号）が制定された。

これにより、平成28年4月に茨城県が作成した「第10次茨城県交通安全計画」を踏まえ、本市の交通事故状況等を反映し、策定する。

○ 他の自治体の類似する計画等の事例

県内各市町村も交通安全対策基本法に基づき、「第10次茨城県交通安全計画」を踏まえ、「交通安全計画」を策定している。

○ 未来構想における根拠又は位置付け

「つくば市未来構想」の理念の一つ「快適で安全・安心を実感できるまち」を実現するため計画を策定する。

○ 関係法令及び条例等

交通安全対策基本法

○ 計画等の実施により予測される影響及び効果(算出できるものはコストを含む)

警察をはじめ、交通安全関係団体との連携を強化し、交通の状況や地域の実態に即して、各種施策を推進することで交通事故件数の減少が期待できる。

つくば市交通安全計画(案)の概要版

1 策定根拠

交通安全対策基本法第26条第1項に基づき、策定する。

2 策定方針

茨城県が作成した交通安全基本計画に基づき、本市の交通事故状況等を踏まえ策定する。

3 期間

平成28年度 ～ 平成32年度 (5年間)

4 概要

〈道路交通の安全〉

【年間の目標 死者数7人以下・交通死傷事故発生件数800件以下】

講じようとする施策

(1) 道路環境の整備

- ① 生活道路等における人優先の安全・安心な歩行空間の整備
 - ・ゾーン30による速度規制やハブ・狭さく等の整備で車両速度を抑制する。
 - ・つくば市通学路安全プログラムに基づく関係機関による定期的な合同点検を実施する。
- ② 交通安全施設等の整備事業の推進
 - ・注意喚起のために「スムーズ横断歩道」や「エンジベルト」を設置する。
 - ・ピクトグラムにより歩行者・自転車の安全な通行空間を確保する。
 - ・通学路において蓋のない側溝の改修や防護柵を設置する。
- ③ 歩行者空間のバリアフリー化
- ④ 無電柱化の推進
- ⑤ 自動車利用環境の総合的整備
 - ・つくば市自転車安全利用促進計画に基づき、“ひと・自転車・クルマが共生できるまちつくば”を目指す取組を総合的に推進する。
- ⑥ 交通需要マネジメントの推進
 - ・交通系ICカードの導入や、ICTを活用したバスの運行情報の提供をするバスロケーションシステムの導入などで利便性の高い公共交通を確保する。
- ⑦ 災害に備えた道路環境の整備
- ⑧ 総合的な駐車対策の推進
- ⑨ 交通安全に寄与する道路交通環境の整備

(2) 交通安全思想の普及徹底

- ① 段階的かつ体系的な交通安全教育の推進
 - ・小学生・中学生・高校生に対する交通安全教育として自転車シミュレーターを活用した教育を実施する。
 - ・高齢者に対する交通安全教育として反射材の活用等を図る「高齢者反射材ぺったん運動」を実施する。

- ② 効果的な交通安全の推進
- ③ 交通安全に関する普及啓発活動の推進
 - ・視認性の高い反射材を取り入れた製品の利用を促進する。
- ④ 交通の安全に関する民間団体等の主体的活動の推進
- ⑤ 住民の参加・協働の推進

(3) 安全運転の確保

- ① 高齢運転者支援の推進
 - ・自動車等の運転に不安の有する高齢者が運転免許証を自ら返納しやすい環境を図るため、自主返納者に対し「つくタク・つくバス」の乗車券を進呈する。
- ② シートベルト・チャイルドシート及び乗用車用のヘルメットの正しい着用の徹底
- ③ 安全運転管理の推進
- ④ エコドライブの推進

(4) 道路交通秩序の推進

- ① 暴走族対策の推進

(5) 救助・救急活動の充実

- ① 救助・救急体制の整備
- ② 救急関係機関との協力関係の確保

(6) 被害者支援の充実と推進

- ① 損害賠償の請求についての援助等

〈鉄道交通の安全〉

講じようとする施策

- (1) 大規模な事故等が発生した場合の適切な対応
- (2) 救助・救急活動の充実

5 計画の推進

(1) 成果の指標と目標の設定

- ・事務事業評価の指針と市民意識調査による満足度を設定する。

(2) 計画の進行管理と推進体制

- ・達成する成果を指標としたPDCAサイクルによる改善を図るため、茨城県と調整し、関係機関・関係団体・関係各課と連携し、生活安全推進協議会に報告し意見をいただく推進体制とする。